

商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に反対する会長声明

経済産業省及び農林水産省は、平成26年4月5日、「商品先物取引法施行規則」の改正案（以下、「本改正案」）を公表し、これをパブリックコメント手続に付した。

この改正案は、同規則第102条の2を改正し、ハイリスク取引の経験者に対する勧誘や、熟慮期間等を設定した契約の勧誘（顧客が70歳未満である場合で、基本契約から7日間を経過し、かつ、取引金額が証拠金の額を上回るおそれのあること等についての顧客の理解度を確認した場合に限る。）を不招請勧誘の禁止の適用除外として、不招請勧誘禁止規制を大幅に緩和しようとするものである。

不招請勧誘とは、商品取引契約の締結の勧誘を要請していない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘することであり、商品先物取引業者がこれを行うことは原則として禁止されている（商品先物取引法214条9号）。

しかし、商品先物取引における不招請勧誘の規制については、長年、同取引による深刻な被害が発生し、度重なる行為規制強化の下でもなおトラブルが解消しなかったため、ようやく2011（平成23）年1月施行の商品先物取引法で導入されたという経緯がある。

そして、同法の施行後は商品先物取引を巡る消費者の苦情相談は減少傾向にあるが、いまだに商品先物取引業者が、不招請勧誘禁止規制の及ばない金の現物取引やスマートCX取引（損失限定取引）を利用して無差別な勧誘を行い、ひとたび顧客との接点を持つや、通常の前物取引を勧誘して多額の損失を与えたなどという潜脱事例が多数報告されている。これまで、多数の消費者被害を生ぜしめた商品先物取引業者の営業姿勢は従前と全く変わっていない。

それにもかかわらず、本改正案のように安易に不招請勧誘禁止規定の例外を拡大することは、不招請勧誘禁止規定が導入された経緯や、現在の被害実態を著しく軽視したものであり、消費者保護の観点からは到底容認できない。

また本改正案の内容も、70歳未満の個人顧客に対し、7日間の熟慮期間を設け、取引のリスク性に対する理解度の確認さえ行えば、不招請勧誘禁止の例外を認めるとされており、実質的には70歳未満に対する不招請勧誘をほぼ全面解禁するに等しいものとなっている。

しかし、熟慮期間を設けるとの点については、かつての海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律に、14日間の熟慮期間を設けるとの類似規定があったが、顧客保護のためには全く機能しなかった。し、また、理解度等を書面で確認する方法も、過去に類似の例をいくつも置きながら、外務員の指示どおりに確認書類が作成されるなどして結局は十分には機能しなかった。

そうすると、それらの手当てでは消費者保護の為には不十分であり、本改正案のお

り不招請勧誘禁止の除外事由を大幅に緩和した場合に、再び被害が多発することは火を見るより明らかである。

また、ハイリスク取引の経験者に対する勧誘についても、現行の規則第102条が当該業者と継続的に取引を行っていた場合についてのみ例外を認めているものを、当該業者に限ることなく、他の業者との取引経験があった場合にまで例外の範囲を拡大する。

しかし、他の業者との取引経験を正確かつ具体的に把握することは困難であり、経験が非常に浅い者、相当以前に取引を止めた者、損失を被った者などに対する不招請勧誘がなされればその弊害は大きく、委託者保護に欠けることになる。FX、市場デリバティブ、有価証券の信用取引等の経験者といっても、損失を被って市場から撤退した者に対して不招請勧誘がなされれば、二次被害を招く危険性が高い。

以上からすれば、本改正案において解禁される不招請勧誘は、決して「委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない」もの（商品先物取引法第214条第9号）にはあたらない。したがって本改正案は、商品先物取引法の趣旨に適合せず、同法の委任の範囲を逸脱した違法なものであり、認められない。

当会は、既に平成25年12月16日に「商品先物取引の不招請勧誘禁止撤廃に反対する会長声明」を出すなどして、一貫して商品先物取引被害を撲滅すべく活動をしているが、本改正案による不招請勧誘禁止の大幅緩和についても、以上のとおり強く反対する。

平成26年5月8日

茨城県弁護士会
会長 後 藤 直 樹